

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本庄北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	細 野 林之助	埼玉県本庄市日の出三丁目五番七号

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	小 暮 勝三郎	埼玉県本庄市牧西三百七十九番地